

消 防 計 画

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(安芸郡坂町立坂中学校)の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、(安芸郡坂町坂中学校)に勤務し又は、出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導訓練等の実施及び指導
- (3) 建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は、取扱に対する指導監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) 消防機関への法令にもとづく報告、届出及び連絡を行うものとする
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出(変更の都度)
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告

(防火管理者への連絡事項)

第5条 次に掲げる事項をおこなおうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

第 2 章 予 防 管 理 対 策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、任務内容を次

のように定める。

1. 日常の火災予防

- (1) 火気使用設備器具、電気設備器具を使用する前後の安全確認
- (2) 消防用設備等の維持管理
- (3) 階段、通路には避難の障害となる物品は置かない
- (4) 防火戸は、常時開閉できるよう、その機能を有効に保持する
- (5) その他火災予防上必要な事項

2. 震災時の火災予防

- (1) 火気使用設備器具の転倒、落下防止措置
- (2) 物品等の落下、倒壊の防止措置
- (3) 震災に備えて、食料品、飲料水、衣類、毛布、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等を準備しておく
- (4) その他地震災害に必要な事項

(消防用設備等の点検報告)

第7条 防火管理者は、消防用設備等の機能を維持管理するために、消防整備士又は消防用設備点検資格者に、別に定める点検表に基づき点検を実施させ点検結果については、3年に1回広島市安芸消防署長に報告する。

第 3 章 予 防 管 理 対 策

(教職員等の一般的遵守事項)

第8条 建物に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には避難上支障となる物品は置かないこと
- (2) 消防用設備等の周囲には装飾等をせずその機能を阻害しないこと
- (3) 喫煙は指定した場所で行うこと
- (4) 防火戸、防火シャッター周辺には障害物を置かないこと
- (5) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること

(火気等の使用制限)

第9条 防火管理者は次の事項について指定又は制限することができる。

- (1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 危険物、火薬等の持込の禁止又は制限
- (4) 工事中の火気使用の禁止又は制限
- (5) 火災警報発令時における火気使用禁止又は制限

(火気等の使用時の遵守事項)

第10条 火気等を使用するものは次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備器具は指定された場所以外では使用しないこと
 - (2) 火気使用設備器具を使用するときは使用前に器具の点検を行うとともに可燃物の周囲では使用しないこと
 - (3) 校内は喫煙禁止とすること
- (工事人等の遵守事項)

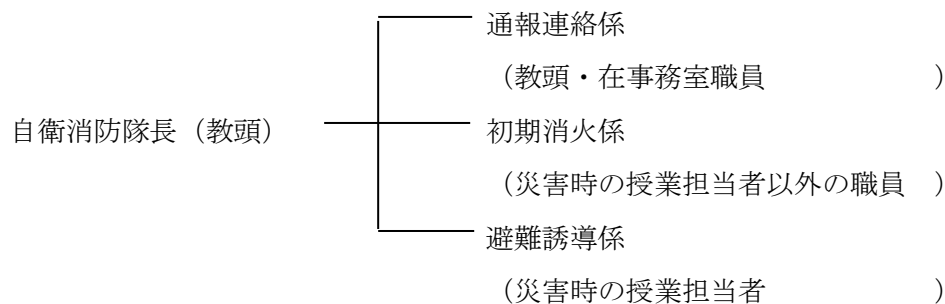
第11条 敷地内で工事等を行う者は、事前に工事計画等を防火管理者に提出し、火災予防上必要な指導を受けるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接等の火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を配置すること
- (2) 指定された場所以外では喫煙、焚火を行わないこと
- (3) 危険物類の持込又は使用については、その都度防火管理者の承認を得ること
- (4) 火気管理は作業所ごとに責任者を指定して行うこと

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防活動)

第12条 火災発生、その他の災害が発生した場合は、その被害者を最小限にとどめるため、次のとおり自衛消防組織を編成する。



(避難経路図等)

第13条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防設備等の設置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、教職員及び生徒すべてに周知徹底しなければならない。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第14条 震災時の被害を予防するため第3章に定めるほか次のことを行うものとする。

- (1) 建物、建物の付随する施設及び物件の倒壊、落下の有無の検査。
- (2) 火気使用器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査。
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置。

(地震後の安全措置)

第15条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用器具等の点検、検査を行い防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火に当たる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を放送等により全生徒及び全職員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。又関係防災機関から積極的に収集すること。
- (3) 広域避難場所は（ 坂町立坂中学校運動場 ）とする。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、防災関係の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第 6 章 防 災 教 育 及 び 訓 練

(防災教育の実施)

第17条 防災管理者は、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底。
- (2) 火災予防上の遵守事項。
- (3) 従業員各自の任務及び責任の周知徹底。
- (4) 震災対策に関する基本的事項。

(訓練の実施)

第18条 防災管理者は、次により訓練を実施するものとする。

(1) 総合訓練

ア、消火、通報、避難訓練を連携して行う訓練を年に1回程度実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること。

(2) 部分訓練

- ア、消火訓練～消火器具の取扱要領の習熟を図り初期消火訓練を行う。
- イ、通報訓練～消防機関への通報要領及び災害時の連絡体制の習熟を図る。
- ウ、避難訓練～避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

(訓練の実施報告)

第19条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、別紙『自衛消防訓練通知書』により広島市安芸消防署に通知するものとする。

付 則

この消防計画は、令和3年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成を別表第1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に生徒等の避難誘導にあたらせること。
- 四 生徒等を（坂中学校運動場）に集合させ避難させること。
- 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(教職員等の責務)

第4条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第5条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、生徒、その他の教職員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲示等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、生徒等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 生徒等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

- 第7条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。
- 2 各班の班長は、班がこの防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

- 第8条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。
- 一 情報収集・伝達に関する訓練
 - 二 津波からの避難に関する訓練
 - 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第9条 隊長が教職員等に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 四 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 南海トラフ地震対策として今後、取り組む必要のある課題

(広報)

第10条 隊長が生徒等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止，生徒同士が協力して行う救助活動・避難行動，自動車運転の自粛等，防災上とるべき行動に関する知識
 - 二 正確な情報入手の方法
 - 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - 四 各地域における避難対象地域，急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 現地の地理に不案内な観光客等に対するパンフレット・チラシ・避難誘導看板設置による避難対象地域や避難場所，避難経路等に関する広報

別表第1

